

令和6年度中小企業等再起支援事業補助金

事業の目的

本事業は、エネルギー価格等の物価高騰の影響により業況が悪化し、厳しい経営状況におかれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、「販路開拓」、「生産性向上」、「新商品・新役務の展開」、「売上原価の抑制」、「キャッシュレス化・新紙幣対応」の取組を支援します。

■申請受付期間

令和7年1月17日(金)～2月28日(金)※郵送の場合は当日消印有効

■補助対象者

以下の要件を満たす県内に本店又は住所を有する中小企業・小規模事業者等（個人事業主、一部のNPO法人含む）

エネルギー価格等の物価高騰の影響により、下記①、②のどちらかのおり売上高等が減少していること

①「売上営業利益率」の減少

【法人の場合】申請日以前の直近決算期の「売上営業利益率」が対前期比で減少していること

【個人事業主の場合】令和6年分の「売上営業利益率」が対前年比で減少していること

※法人の場合、直近決算期の税申告が完了していない場合は、2期前と3期前の決算期を比較します。

②「売上高」の減少

令和6年4月から令和7年1月までの間のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年から令和6年までの同月比で30パーセント以上減少していること

■補助対象事業等

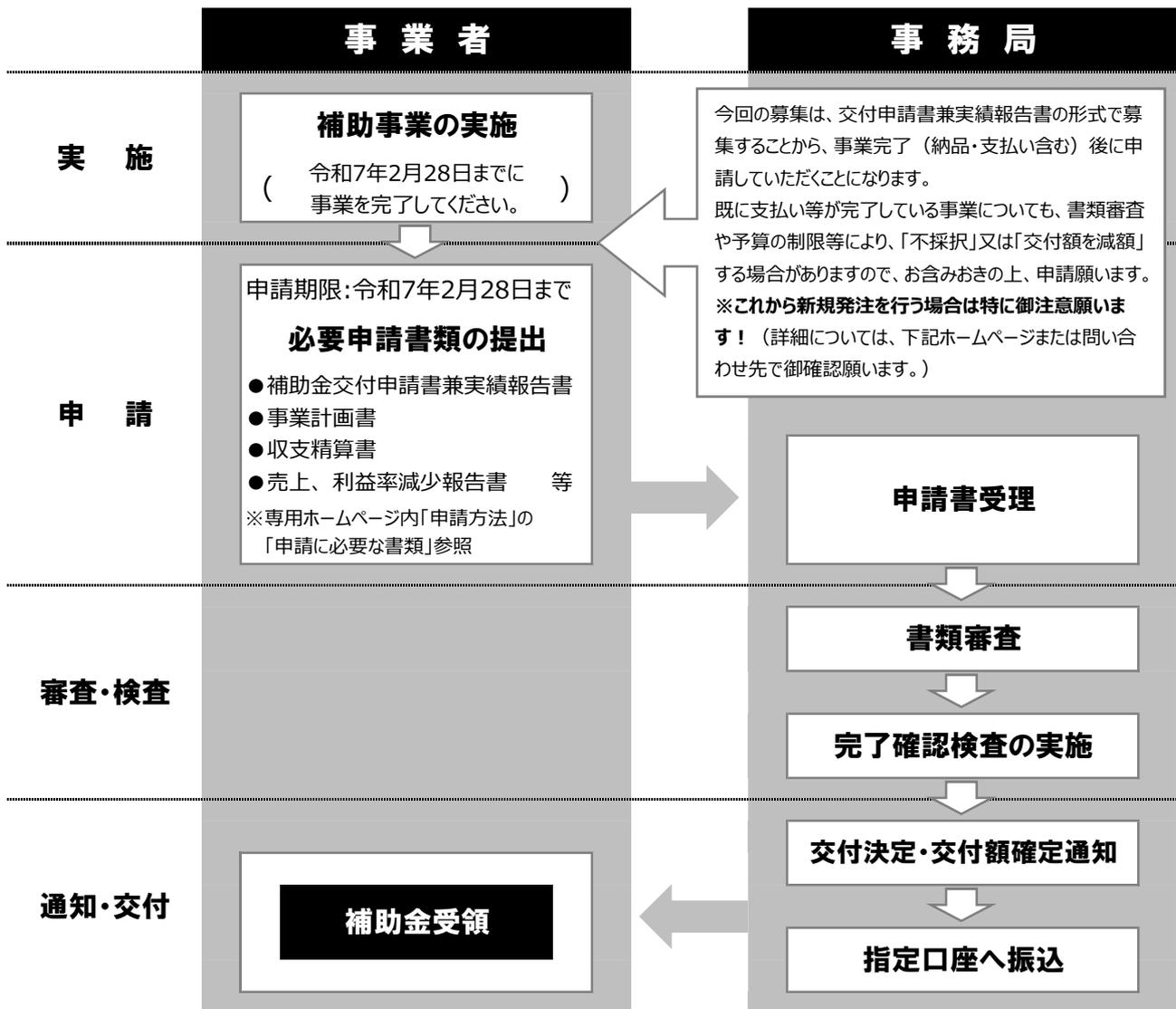
補助対象期間：令和6年4月1日～令和7年2月28日（期間内に発注、納品、支払いが完了した事業）

- 今回の募集は、「交付申請書兼実績報告書」形式で募集しますので、事業完了後の申請となります。また、補助対象期間内に発注したものであれば、申請受付開始前に既に支払いが完了している経費についても申請可能です。
- 令和7年4月～5月にかけて、新年度に着手する事業（取組）を対象とした令和7年度募集を行う予定です。
- ※今回の募集の申請状況等を踏まえ、募集内容の見直しを行う場合があります。

補助対象事業	対象となる事業の例
(1) 販路開拓を図る取組 (2) 生産性向上を図る取組 (3) 新商品・新役務の展開を図る取組 (4) 売上原価の抑制を図る取組 (5) キャッシュレス化・新紙幣対応の取組 補助率 2/3以内 補助限度額 100万円 (下限額:10万円)	【(1) 販路開拓を図る取組】 ○新たな広告展開 ○展示会・見本市への出展、商談会への参加 など
	【(2) 生産性向上を図る取組】 ○売上管理業務を効率化するための業務システム導入 ○タブレット端末等によるセルフオーダーシステム導入 など
	【(3) 新商品・新役務の展開を図る取組】 ○新たな商品開発やそれに伴う設備導入 ○新たな販売形態(通信販売、イートインスペース等)に必要な設備導入 など
	【(4) 売上原価の抑制を図る取組】 ○原材料等を自ら製造するために必要な設備導入 ○原材料等を変更するために必要な設備導入 など
	【(5) キャッシュレス化・新紙幣対応の取組】 ○キャッシュレス化・新紙幣対応に必要な設備導入 など <small>※機械設備等の購入に係る経費のほか、R6.4月以降に新たに契約した設備リースに係るR7.2月分までのリース料で、申請までに支払いが完了しているものについては補助対象経費として申請可能です。</small>

今回の募集では、補助対象事業の項目に「キャッシュレス化・新紙幣対応の取組」を追加します。また、補助金申請額の下限を30万円から10万円に引き下げ、15万円以上の事業から申請が可能です。

■事業の流れ(実施、申請から交付まで)



【申請書類の再確認をお願いします！】

本補助金については、審査完了（振込通知）から2週間後を目途に補助金を交付していますが、申請書類の誤りや添付書類の不足がある場合は訂正等が完了するため補助金を交付できません。例年、訂正等が多く発生しておりますので、記載例や申請書類チェック表により内容を確認の上、申請願います。

また、申請受付期限直前には申請が集中しますので、通常より審査及び補助金の交付に時間を要します。申請件数が多い補助金ですので、御理解のほど、よろしく願います。

■申請方法

令和6年度中小企業等再起支援事業専用ホームページを御確認いただき、必要書類を揃えた上で、専用のWEB申請ホームまたは郵送にて申請してください。

令和6年度中小企業等再起支援事業
専用ホームページ

<https://miyagi-chusho-saiki.jp/r6>

■問い合わせ先

宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局
TEL 022-748-4923
(平日のみ 午前10時から午後5時まで)